

令和4年神審第42号

裁 決

貨物船A定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年1月4日01時03分僅か過ぎ

京都府伊根港南方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 498トン

登録長 60.24メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、操舵室前部中央に操舵スタンド、その左舷側に電子海図システム及びレーダー2台、右舷側に機関遠隔操作盤をそれぞれ装備した船尾船橋型鋼製液体化学薬品ばら積船兼油タンカーで、a受審人ほか4人が乗り組み、空倉のまま、船首2.8メートル船尾4.1メートルの喫水をもって、令和4年1月2日08時00分新潟港西区を発し、途中、西寄りの風が強くなったため、19時30分能登半島東側の飯田湾で錨泊し、翌3日07時30分同湾を抜錨して航海を再開し、大分港に向かった。

a受審人は、日本海南部を陸岸に沿って西行し、19時24分福井港北西方沖合に当たる雄島灯台から304度（真方位、以下同じ。）5.8海里の地点に達したとき、再び西寄りの風が強まって波高が大きくなり、今後、荒天が予想されたことから、伊根港港外で荒天避泊することとした。

ところで、伊根港南方沖合には、平成31年1月1日から令和5年12月31日までの間、京都府知事から受けた定置漁業免許に基づく免許番号京定第19号の漁場区域（以下「定19号区域」という。）が、丹後鷲埼灯台（以下「鷲埼灯台」という。）から229度250メートル、170度780メートル、207度1,250メートル、242度790メートル及び230度420メートルの各地点を順次結んだ線によって囲まれた範囲に、及び免許番号京定第20号の漁場区域（以下「定20号区域」という。）が、鷲埼灯台から186度880メートル、169度1,330メートル、203度1,840メートル、250.5度1,020メートル、238.5度890メートル、238度800メートル及び207度1,250メートルの各地点を順次結んだ線によって囲まれた範囲にそれぞれ設定されていた。

また、定20号区域の南縁部に、いずれも光達距離約3.0海里で毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯3基が設置され、定19号区域及び定20号区域（以下「鷺崎沖定置網区域」という。）には毎年1月1日から12月31日の間、定置網がそれぞれ敷設され、Aには、定20号区域の南側の一部分の概略位置が記入された海図W118が備えられていた。

a 受審人は、伊根港港外で荒天避泊するに当たり、同港沖合を航行するのは初めてであったが、海図W118に記入された定20号区域の概略位置を見て、京都府鷺崎と同区域の間を支障なく航行できるものと思い、海上保安庁のホームページで鷺崎沖定置網区域を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、翌4日00時00分僅か過ぎ鷺崎灯台から050.5度10.3海里の地点で、甲板長から引き継いで単独の船橋当直に就き、針路を225度に定めて自動操舵とし、11.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、1.5海里レンジ及び3.0海里レンジでオフセンター表示としたレーダー2台をそれぞれ作動させ、操舵スタンド後方に立った姿勢で操船に当たり、00時56分僅か過ぎ鷺崎灯台から108.5度1.1海里の地点に至り、針路を伊根港南方沖合に向く、257度に転じた。

針路を転じたとき、a 受審人は、船首方1,840メートルのところに鷺崎沖定置網区域が存在し、その後定20号区域に向首接近する状況となったものの、このことに気付かないまま続航し、01時03分僅か過ぎ鷺崎灯台から199度1,270メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、定20号区域に敷設された定置網に乗り入れた。

当時、天候は雨で風力5の北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好で、山陰沖東部及び若狭湾付近に海上風警報が発表されていた。

その結果、Aは球状船首に擦過傷を、定置網は導網のワイヤーに切断等をそれぞれ生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件定置網損傷は、荒天避泊のため伊根港港外に向ける際、水路調査が不十分で、伊根港南方沖合において、定20号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、荒天避泊のため福井港北西方沖合から伊根港港外に向ける場合、伊根港沖合を航行するのは初めてであったから、海上保安庁のホームページで鷺埼沖定置網区域を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、海図W118に記入された定20号区域の概略位置を見て、鷺埼と同区域の間を支障なく航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、伊根港南方沖合において、定20号区域に向首進行して同区域に敷設された定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年8月31日

神戸地方海難審判所

審判官 池田博美